

平成26年度第6回（第8回）3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会議録

○日 時 平成26年10月18日（土）午後7時～9時

○場 所 小平・村山・大和衛生組合 4・5号炉 3階 大会議室

○委員

（1）自治会・マンション管理組合等 以下のとおり（18名）

自治会・管理組合名	代表者	専任者
プラウド地区自治会	飯島（代理）	岡崎（代理）
栄一丁目自治会	—	町田雄治
栄三丁目自治会	田中正明	岡田正嗣
未広一丁目睦会	尾崎勝	—
新海道自治会	清水勉	—
東京ユニオンガーデン管理組合	大槻英二	—
日神パレステージ東大和桜が丘管理組合	—	後藤隆康
グランステイツ玉川上水管理組合	川崎（代理）	深澤正郎
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合	—	坂本長生
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合	岡田要一郎	森口恵美子
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合	小川昌平	—
グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合	邑上良一	野々部宏司
グランスイート玉川上水管理組合	斉藤理憲	—

（2）3市・衛生組合 以下のとおり

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	細谷ごみ減量対策課長
	東 大 和 市	松本ごみ対策課長
	武 蔵 村 山 市	—
小平・村山・大和衛生組合	木村計画課長・片山事務局参事	

○事務局

小平・村山・大和衛生組合	小暮業務課長・菅家計画課主査
--------------	----------------

○出席者

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	岡村環境部長
	東 大 和 市	田口環境部長
	武 蔵 村 山 市	—
小平・村山・大和衛生組合	村上事務局長	

【会議内容】

【邑上会長】

皆さん、こんばんは。時刻になりましたので、今日の協議会を始めたいと思います。

まず、事務局からの連絡お願いということで、木村さんをお願いします。

【木村課長】

それでは、改めまして、こんばんは。本日はお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

本日の内容でございますが、環境対策等について、それから今後の会議の進め方についてを内容とさせていただきます。環境対策ではVOCについて、それから生活環境影響調査についての説明をさせていただきます。その後にご質問等をお受けしたいと考えております。

それでは、進行に当たりまして連絡とお願いをさせていただきます。会議の終了時間は8時45分を予定してございます。ご発言をされる場合には、会議録の作成もございまして、お名前の後にご発言いただきますようお願いいたします。

本日も各市担当部長が出席をしておりますので、よろしく願いいたします。また、委員であります武蔵村山市の部長におかれましては、本日、所用のため欠席となっております。よろしく願いいたします。

また、会議録でございます。先日送付させていただきました、メールでお送りさせていただいた方、またアドレスをまだ把握してない方については紙ベースでお送りをさせていただいております。先ほど訂正ということでご連絡をいただきましたが、ほかに何か訂正がある方はいらっしゃいますでしょうか。特にはよろしいでしょうか。では、その内容で最終的に会長と相談いたしましてホームページのほうにもアップをさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。よろしく願いいたします。

【邑上会長】

VOCの話とかが始まる前に、前回、メールを使っていろいろやりとりしたいという話をさせていただきます。今のところ数名のメールアドレスをこちらに連絡いただいているということなので、今日終わった後、メールアドレス自体、連絡できる方は木村さんとかこちらのほうに連絡していただいて、それを活用していきたいと思っておりますので、こちらよろしく願いいたします。

あと会議録ですね。今回、つい先日配られたと思うので、私もまだそんなにじっくりよ

く読めてないんですけれども、皆さん、先ほど問題ないですかということで、特に意見はなかったようなんですけれども、まだちょっと時間かかるんじゃないかなという気はしますので、もうちょっと時間がほしいということであれば、その旨伝えていただければと思います。今回、数名の方にメールでお送りして後には紙を送付しているんですけれども、可能であればメールでお知らせしてですね、事前に確認していただければなと思っております。

【森口専任者】

それを確定して出来上がった段階では、次回紙で配付されるんですか。それとも、もうずっとそのままでしょうか。

【邑上会長】

配付は紙だと思っていましたけれども。

【森口専任者】

配付は最終的には紙でいただけるんですね。

【木村課長】

いつもは先にお送りして、修正の分の通知をお送りして修正をいただいていたんですが。

【森口専任者】

打ち出しているのが最終的にはほしいです。

【邑上代表者】

もともとメールを使っていたのは、いろいろ修正があるだろうから、まず見ていただいて、修正があるかどうかの確認を、まず最初に紙で送るんじゃなくてメールで見てもらおうと思っていたんですね。

【尾崎代表者】

正確な情報とスピード感をもって、結論を早くしようと、会議の進め方とか。そういう意味でこれからそういう進め方しましょうねって、前回の話だったよね。

【邑上会長】

そうですね。

【尾崎代表者】

まあ、数名だけど、私も今回登録するけど。

【森口専任者】

その紙のほうなんですけれども、今言ったのは、一番最初に訂正するのを、要するに最初に迅速に見て、私たちが間違ってるかないかを皆さんで判断、自分が言ったことが違って書かれてないかなんかを見ていただくようにメール送信して、最終的なものを紙でもらう

か紙でもらわないかというのは、紙で欲しくない方もいらっしゃると思うんですよ、今。

【尾崎代表者】

メールでいいんじゃないの。

【森口専任者】

私、ここにパソコンで持ってこれないので、紙で持って歩いているので、紙で欲しいので。紙で欲しくない方の分は、それを希望とって配らないようにすることもできますか。

【邑上会長】

そうですね。ちょっと後で決定することにしますが、希望する方しない方いると思うので、希望する方は紙で、希望しない方はメールでということにしたいなと思います。

【尾崎代表者】

それ赤で修正して、そのことでしょうか？ 個人個人のメールをまた飛ばして、集めて、最終的なものをどうするかの話なんだよね。

【森口専任者】

はい。そうです。

【尾崎代表者】

メールでいいんじゃないの、そんなの。

【邑上会長】

実はウェブにも公開されたりはするので。紙で欲しい方もいるのはいると思います。じゃあ、メールの話と会議録の話はそこまでです。

ここから、環境についてということでお願いします。今日はまずVOCと生活環境影響調査ということで、前回配っている資料、皆さんお持ちですか。今回、持ってきてくださいというふうに書いておいてくださいとお願いをして、書いてはあるんですけども。もし、VOCについてというのと生活環境影響調査についてという資料がない方はいますかね。大丈夫ですか。

【木村課長】

前回お渡しを資料なんです。もしない方がいらっしゃれば、ご用意しておりますので。

【邑上会長】

じゃ、ない方は挙手をして。

【尾崎代表者】

VOCのね。

【邑上会長】

そうですね。VOCと、9月20日の資料ということで配られているものではありません

ね。

説明は、こちらのプロジェクターのほうに情報を出して説明していただけるということなので、ちょっとこちらを準備しますので、少々お待ちください。

【片山参事】

事務局の片山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

環境対策ということで、今日は生活環境影響調査のお話をさせていただきます。

その前に、皆さんご心配、不安に思われているVOC、前回資料をお配りしましたけれども説明をしておりますので、一緒に説明しながら勉強していきたいと思ひます。

まず、今日の説明の内容なんですけれども、第1章でVOCとは何かということ。2つ目にVOCの有害性でわかっていること。それから3つ目に基準ですね。それと第4章で発生源と環境濃度。それから第5章でVOCの処理対策。6章で先進施設の対策の事例。それから第7章で紛争の事例がありますので、それを紹介する。最後に、役割という書き方は適切じゃなかったかなと思ひているんですけれども、皆さんに願ひしたい、この協議会に願ひしたい内容をまとめてございます。

まず、VOCなんですけど、揮発性有機化合物ということの略称でございまして、大気中で気体となる有機化合物の総称ということでございます。大気中の光化学反応によって光化学スモッグを引き起こす原因物質の一つというふうにされております。

それから、VOCの発生源なんですけど、塗料、洗浄剤、接着剤、インキ、それが75%ぐらい。それから、業種別に見て塗料を多く扱う業種からの排出が多い結果となっておりますということでございます。

マクロ的に申し上げますとこんな形でございまして、ちょっと古いんですけど、平成12年度のVOCの発生量ということで、環境省がまとめた資料でございまして、塗装ですとか、それからこれは燃料ですか、インキ、化学品、それから工業用洗剤、こういうものでございまして、146.5万トン、年間排出されているであろうといわれております。

それからVOCの有害性、今、大気のことですけれども、大気環境への影響というのは光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質等の二次生成粒子の原因物質とされている。平たくいうと光化学スモッグですね、光化学スモッグの原因とされていると。それからもう1つ、室内における影響ということでシックハウス症候群、それから化学物質過敏症ということで問題となっているということでございます。それから作業環境における影響というのがありますね。塗料を扱うところとか有機溶剤を扱う工場で働いている方々、この環境でございましてけれども、粘膜刺激作用による慢性気管支炎、メチルアルコールによる視神経障害、ベンゼンによる再生不良性貧血、それからトリクロロエチレンや

トルエン、キシレンによる肝機能障害、トリクロロエチレンによる急性腎不全などの報告があります。

それからシックハウス、皆さん方に直接影響してくる、心配されている方は皆さん、このシックハウス症候群や化学物質過敏症ということになってくると思いますけれども、住宅の高気密化などが進むに従って建材から発生する化学物質による室内空気汚染等とそれによる健康被害が指摘されて、それがシックハウス症候群と呼ばれている。症状については目がちかちかする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹など人によってさまざまです。まずそれが1つ。

それからもう1つは化学物質の過敏症ですけれども、最初にある程度の量の化学物質に曝露される。曝露というのは、浴びるといふか吸うといふか、吸収ということですがけれども、または低濃度の化学物質に長時間反復曝露されて、一旦過敏になってしまうと、その後、極めて微量の同系統の化学物質に対しても過敏症を来すものがあり、これを化学物質過敏症というふうに呼ばれております。

人体にどのぐらい有害なのかということですがけれども、プラスチックの可塑剤として汎用されているフタル酸ジエチルヘキシル、これについてはアトピー性皮膚炎を増悪するという報告があります。プラスチックの可塑剤といふのは何かといふと、プラスチックに流動性を与えたり成形しやすくしたり成形品に柔軟性を与えたりするために添加される物質をいいますということですね。これは代表的な例で、あまり見たくはないでしょうけれども、フタル酸ジエチルヘキシルの化学構造を示したものをちょっと絵として入れてみたんですけど、こんな形をしているということで、このフタル酸は後でも出てまいりますけれども、これはほとんど塩ビに入っております。塩ビのおモチャですとか塩ビのお風呂の桶とか、ああいうものには大量にこれが入っております。それがアトピー性皮膚炎を増悪する要因になっているということが一つです。それから、ディーゼル排気粒子がアレルギー性気管支炎を増悪することは明らかになっている。

これが2つ一緒になりまして脂溶性、脂に溶けやすい化学物質と残渣粒子が共存することで、アレルギー性炎症は相乗的に増悪するという報告があります。

それから、VOCに関する基準はどうなっているのかということなんですけど、環境基準、室内濃度指針値、作業環境評価基準と3つあります。環境基準は、先ほど申し上げました大気汚染ですね。光化学スモッグに関する、主にそちらの視点からの規制でございまして、VOCに該当する物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの環境基準が設定されています。これは後で生活環境影響調査のところ、調査項目に考えておりますので説明をさせていただきます。

環境基準とは何かというと、ヒトの健康の保護、及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準ということで、これに従って、例えば自動車の排ガス規制であるとか工場の排出規制であるとか、そういうものが定められている、こういう性質のものです。

2つ目が室内濃度指針。さっき申し上げましたけれども、シックハウス症候群というのがありまして、それに対して厚生労働省では濃度指針値を設けております。この濃度指針値は何かというと、現時点で入手可能な毒性にかかわる化学的知見から、ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても健康への有害な影響を受けないであろうと判断される値を算出したものということになっていまして、これらを基準に、例えば室内で使う塗料のVOC規制、それからこういう壁紙を張る糊ですね。こちらから飛散するVOCが抑えられるように規制がされているようでございます。

3点目が、今度は働く人ですね。先ほどの工場の中で有機溶剤の作業をする人がいるわけですけれども、それらの方々に対する基準として労働安全衛生法で作業環境評価基準というのがございます。有機溶剤中毒予防規則によってクロロホルム、四塩化炭素、トルエン、キシレンなど54種類の有機溶剤に対して対策を規定している、こういう状況でございます。

それからVOCの発生源と環境濃度なんですけど、1つ目に人為的発生源、人為的発生源は溶剤と自動車であるといわれております。自動車や船舶など、こういうのを移動発生源というんですが、これが28%、工場などの固定発生源、私どもも工場をつくりますと固定発生源になるわけですが、これが72%。内訳は塗装ですね、それと工業用溶剤から50%、溶剤以外では給油所、ガソリンを入れるところですね、あそこはガソリンが揮発しますので、それが出ているということでございます。それから、一般家庭、オフィスの発生割合ですが、都内VOC発生量の13万トンのうち、12%は一般家庭やオフィス等で消費する商品等の使用によるという研究結果という論文がありました。

一般家庭やオフィスの排出は、防虫剤、ヘアカラーなど、エアゾール製品ですね、噴射する、シュッと出るものですが、それから排出量の多いのはエチルアルコールや、LPG、パラジクロロベンゼン等であったと。アルコール類についてはエチルアルコール、これは医薬品ですね、殺菌、消毒剤。それから化粧品、ヘアカラーなど。炭化水素系についてはLPG、エアゾール、ブタン、イソブタン。これは発泡スチロールの発泡剤に使われています。発泡スチロールは膨らんでいますけど、膨らます元になっている気体がブタン、イソブタンということでございます。それからハロゲン系というのがあるんですけれども、パラジクロロベンゼン、これは有名な防虫剤ですね、それからオルトジクロロベンゼン、これは車用クリーナーなどに使われております。

それから忘れていけないのは、別に無害なんていっている意味ではないですけど、事実としてこういう分析結果も出ております。八王子では大体、オキシダント生成機能のうち植物起源のVOCに占める割合が15から20%ある。これは東京都の研究結果ですけども、冬は活性が劣るんでしょうか、植物からのVOCは5%程度ということです。

それから容器包装プラスチック圧縮梱包施設における化学物質の実態ということで、なかなか調べているところはなかったんですけど、神奈川県の研究機関が調べた結果ですけども、活性炭等の除去設備のない3施設について調査しましたと。圧縮設備から50センチの位置でサンプリングというのは、その空気を取りましたと。こういう条件でクロロメタン1・3、ブタジエン、スチレン、これが圧縮梱包時に排出されているということです。だから、私どもの施設でもこれは出るだろうと。

それから、原因は、発泡剤あるいは容器包装の原料として使用されているためと考えられたと。それから24時間のモニタリング。24時間連続して測定をしてみると、環境基準あるいは指針値、室内濃度指針値ですけども、超える可能性は低いことが推測された。それから、容器包装圧縮時にはVOCあるいはフタル酸エステル類の排出があることが示唆された。先ほど申し上げました、こんな変な亀の甲の図がありましたけれども、あれがフタル酸エステルですね。これの排出があるということでした。

そういうことで、活性炭がついてなくても環境影響はないだろうという論文なんですけれども、VOC対策としてどのような例が近年とられているかというのと、燃焼法と吸着法とその他の方法と、大ざっぱに分けてみましたけれども、3つぐらいあります。その他の方法についてはほとんど実用化されておられません。今説明申し上げますけれども、燃焼法というのはVOCの炭素を酸化してCO₂まで分解する、単純に燃やしちゃうということです。それから吸着法、これにつきましてはVOCを物理的に吸着する方法。吸着剤には活性炭、ゼオライト、シリカなどが利用されている。一般的には活性炭が多いですね。八王子でもこれでした。

その他の方法なんですけれども、これが全国で初めて八王子が取り入れた光触媒という方法です。また、放電プラズマ法とかオゾン酸化、生物処理、薬液処理などがあります。光触媒は脱臭・抗菌などに多く使用されています。これは一般論でございます、そういう状況があります。

先進施設はどう対応しているのかということなんですけど、これは20年、22年だったかな、ちょっとすみません、北河内4市リサイクル組合。これは大阪の寝屋川市にある施設で、私どもはよく寝屋川市ではというお話をさせていただいているんですけども、施設の各所で吸引した空気は活性炭吸着装置を通過させて活性炭で浄化した後、4階消音室

から屋外に排気していますという、こういう対策を取っています。

それから多摩市ですけれども、こちらも活性炭でろ過後、排出しているという状況です。

それから、先ほども申しあげましたけれども、八王子市。圧縮時に排出される空気についてはすべて吸引して、光触媒フィルターを1回通して、その後さらに活性炭吸着装置によって2段階でVOCを除去しているという対策をとってございます。

それでもなお紛争事例がございまして、皆さんはいわゆる杉並病ってご存じかと思えますけど、杉並病といわれているところ。VOCといいますか、プラスチック等のごみ処理施設から化学物質が出ているんじゃないかということのきっかけになったのが、いわゆる杉並病といわれている病気です。概要は何かといいますと、平成8年に不燃ごみを圧縮して積みかえる施設、ですから、2トン車とか4トン車の収集車が4～5台来まして、それを大型車に積みかえるんですね。そのときに多少圧縮をします。これが東京都の杉並中継所というんですけれど、これを建設して、平成8年4月以降、周辺住民から健康不調や異臭についての訴えが杉並区等に多く寄せられたという状況があります。公調委（公害等調整委員会）というのがあるんですけれども、こちらのところが原因裁定をしました。内容は3つです。1つは、杉並中継所操業に伴って排出された化学物質によるものである。2つ目は硫化水素だけに原因を限定できない。これは、東京都が硫化水素が原因だというふうに主張したものですから、それを否定している。

それから3つ目。ここが注目しているんですけれども、平成8年9月以降の住民の健康不調と中継所の操業との関連を肯定できることは困難とっております。実はこの9月以前に対策をとっております。活性炭フィルターをつけたり、汚水が滞らないように順次処理できるような対策を取っております、それ以降は認めませんよ、健康被害は認められませんということが出ております。

それから、いわゆる杉並病と私どもの4団体の施設の関係でございまして、まず、扱うごみ、私どもは資源ですけれども、全く異なっている。杉並の場合は不燃ごみの中継施設でございまして、カップ麺の容器、プラスチック、陶磁器、紙おむつなどの不燃物の処理施設であり、私どもはきれいな容器包装プラスチックを処理するために桜が丘に計画している施設ということで、これとは全く扱うものが違いますよということが1つ。

それから、杉並中継所の分析結果でわかったんですけど、塗料、ワックス、殺虫剤、除草剤、住宅系接着剤などの有害性のあるもの、スプレー缶、カセットコンロのボンベ、殺虫スプレーなどでおおむね10%以上の内容物の残留がある爆発性のもの、または灯油や溶剤などおおむね10%以上の内容物の残留がある引火性のものの混入が確認されております。これらは、排出物は特に分別、私どもはさらに、きれいなプラスチックが来たらそ

れを手で分別をして異物を取り除いて圧縮するわけですが、すべて分別を行うことなく圧縮されていた、こういうことがあります。

それから寝屋川なんですけど、これはまだ公調委（公害等調整委員会）が裁定を下しておりません。そろそろじゃないかと、時間的にそう思っているんですけども、平成23年3月1日に51人の方が廃プラスチックの処理会社、パレットといいますけどフォークリフトで積むときに爪に乗せる台になるものなんですけど、あれをつくっている会社、それと4市のリサイクル組合を相手方とする原因裁定を求める申請があったということです。申請の内容は以下のとおりであるとありますけれども、皮膚症状それから粘膜刺激症状、神経系の機能障害等を中心とする健康被害は廃プラスチック施設から排出された有害化学物質によるものであるということでございまして、現在手続きをしていると。26年9月現在、係争中であるという状況でございます。

その続きでありますけれども、建設に反対市民団体の情報です。これはそちら側の団体のホームページから取ったもので、参考とさせていただきます。廃プラスチック処理会社と北河内4市リサイクル施設組合の施設、1つが4市組合の、私どもが造ろうとしている施設と全く同じようなタイプの施設ですけれども、容器包装プラスチックの圧縮梱包施設。それからもう1つが廃プラスチックマテリアルリサイクル施設。梱包された容器包装プラスチックを粉砕、溶融して成形すると、溶融が入るんですね。フォークリフト用の荷台のパレットなどを生成する工場。ということでございます。

それから、その住民の皆さんの主な反対理由ですけれども、緑豊かな市街化調整区域に大規模施設を建設するのは都市計画法違反である。有害化学物質の健康・環境への影響。それからウとして説明責任。建設に際して住民への説明責任が果たされていない。エとして、造る必要のない施設での税金は無駄遣いである。既に同じような施設が寝屋川に存在する、というのが皆さんの反対の主張でございます。

さて、最後でございますけれども、役割というのは適切じゃなかったかなと、私どもからお願いでございます。環境の側面と、それからプラザ機能、それから施設の姿について協議をお願いしたいということは当初から申し上げておりました。それから環境の側面からの役割、お願いでございますけど、施設の環境対策の具体化を図っていくに当たって、私どもではさまざまなものをこれから資料としてお示しする予定にしております。その資料を元に必要な協議をお願いしていきたいということが1つ。

2つ目が、今、この後お話ししますが、生活環境影響調査の調査、それから予測の範囲の設定。これはパブコメもそうですし、皆様からもそうですし、それから説明会でも意見交換会でも言われました。定量的データがないので安全かどうかはわからないと。確かに

おっしゃるとおりです。で、定量的データをお示しするためには時間が必要です。後から説明しますが、その定量的データは何なのかというのを、調査項目を決め、それから調査範囲を決めるという作業が必要になってございます。そういうのがございますので、調査予測の範囲について必要な協議をお願いしたい。この後説明申し上げます。

それから施設の操業後の問題ですけれども、操業前からこれは議論しておいたほうがいいだろうということで、これも皆様からいただいた意見をこのようにしたいと思っております。モニタリング内容の決定ですね。調査モニタリング。モニタリングは何かというと、環境監視ですね。この内容については必要な協議をお願いして、それに基づいて進めていきたいと考えてございます。

以上でVOCの説明を終わります。ちょっと時間がかかってしまいました。すみません。

生活環境影響調査はいいですか、続けていっていいですか。

以上のVOCの基礎情報をもって、生活環境影響調査について私どもがこういうふうにやりたい、こういうふうにやらせていただきたいという内容を説明いたします。できれば早く示しなさいという意見もいただいておりますので、年度内に着手できるようにやりたいというふうには考えてございます。

説明の内容でございます。生活環境影響調査の基本的な考え方。それから設置、廃棄物処理施設ですね。資源物処理施設も廃棄物処理施設に法律上なりますので、手続きフロー、それから、生活環境調査とは一体何なのかということ、それからその処理の流れ、事務処理の流れ、それから調査内容についてということでございます。

文章ばかりで恐縮でございますけれども、基本的な考え方でございます。定量データを得るためにやるわけでございますけれども、調査事項については大気環境、大気質、騒音、振動、悪臭、及び水環境、水質・地下水であるということ。それから調査項目の具体的な項目については、必要な生活環境影響調査項目を申請者が選定することになっております。ですから、皆様のご意見を伺いながら私どもで決めさせていただきます。それから、調査対象地域についても申請者が設定する。それから現状把握ですね、今どうなっているのかという調査ですけれども、既存の文献、資料または現地調査等に行うこととする。後で説明いたしますけれども、基本的には国の指針に示された内容でやっていきますけれども、既存の文献資料でやるのが一般的です。

2として、現況調査は周辺地域の自然的条件、社会的条件の把握も予測を行う上で必要な限度で行えばよいということが一つあります。関係ないものについてはやりませんよということでございます。予測につきましては、定量的な予測が可能な項目については計算により、それから困難な項目、定量的なものが困難な場合については、同種の既存事

例から類推によって行ってもいいですよ、行うしかないわけですがけれども、行ってくださいよということが指針に書いてあります。それから影響の分析については、環境基準の目標と予測値を対比してその整合性を検討することになっております。ですから、環境基準がないものについてはただ測定したというだけであって、定量的な比較データにはならないということでございます。

それから3番目、調査事項ごとの調査対象地域でございます。大気質については、私どもの施設の場合に限定して申し上げますと、廃棄物運搬車両の排気ガスによる影響。騒音・振動については対象施設、ですから資源物処理施設から発生する騒音影響ですね。それからもう1つは廃棄物運搬車両の走行によって発生する騒音及び騒音の影響。悪臭につきましては対象施設から漏れ出す悪臭による影響。これが内容になってございます。

さて、ちょっと小さくて申しわけございません。設置フローでございます。手続きのフローでございます。廃棄物処理施設を設置するに当たっては地域の生活環境への影響調査、これが今相談申し上げている、協議申し上げている生活環境影響調査の内容でございます。これを行った後、告示縦覧というのがあります。市役所とか衛生組合とかで縦覧できる、見ることができるように、皆さんの場合にはなりません。その後、関係住民からの意見書の提出を受けます。これは縦覧から14日以内経過するまでって書いてありますね。縦覧期間の終了の日の翌日から14日以内、2週間ですね、受け付けることとなります。そして届け出をして設置ということになっていくわけでございますけれども、今一番大事なこの部分です。この部分で何を調査してどういう範囲でやるかを決めますと、後は機械的に流れていきますので、ぜひ内容を確認していただきたいと思います。

さて、ここまで説明してさらに定義ですけれども、生活環境影響調査とは何かということ。廃棄物処理施設の設置については実施が法律で義務づけられております。目的は、計画段階で当該施設の周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査することなんですよということで、施設の形も排気口の位置もまだわからないで説明会はないだろうというご指摘も受けるんですけれども、あくまでも計画の段階でやることが求められているということ。しっかりかたまってすべてが決まった状態、施設の形が決まった状態ではないということです。それから、地域の生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討するというので、この調査によって必要になる対策があれば、その対策を逆に施設計画のほうに還元していく、そういう性質のもので。

生活環境影響調査の流れですけれども、今ご相談しているのはこの色つきの部分です。調査事項の整理をして、調査対象地域を設定して、これを協議したいと思っております。3か月ぐらいはかかる仕事なんですけれども、皆さん、非常に定量的データということをお

っしゃっていますので、できれば年度内に着手したいということで、今早めに相談をしているということです。

それが終わりますと、今度は現況調査、現地調査を行います。4団体で合意しておりますので、やはり皆さんの不安が大きいものについてはしっかり調査をしようということで、国の指定、指示にはないんですけども、VOCを初めとする調査をやっていこうと。それも春夏秋冬やらないと、年間どうなっているかわからないじゃないかということで、12カ月を予定しております。その後、影響の分析と報告書の作成を行いますということで、全部で18カ月ですか、を予定しております。

調査内容についてのその1なんですけど、基本的考え方については、生活環境影響調査指針というのが国から示されておりまして、この指針に準拠してやる必要があります。

2つ目として調査項目なんですけど、法令の規制対象となる項目ですよということなんです。

ただ、3番目にありますけれども、法令の規制対象とVOCはなっておりませんが、発生が見込まれる、発生することは間違いないであろう、施設の稼働によってですね、ごく微量でございましてけれども、発生はします。このため、また環境基準も設定されている4項目がございまして、その点については調査項目としていきたい。

それからもう1つですね、これも規制とはなっておりませんが、やはり道路交通の問題に非常に皆さん、不安を持たれているということ、この協議会もそうですけど、いただいておりますので、交通量も加えてやりたいというふうに考えております。

さて、具体的に内容ですけれども、生活環境影響調査の対象となるのは施設と、それから車です。この2つ。それが大気であったり振動・騒音であったり悪臭であったりということで項目は別にあるんですけど、対象は2つです。

まず1つ目が施設の操業による影響ですけれども、先ほど申し上げましたように、大気質については国からの指針にはないんですが、総揮発性有機化合物。VOCにトータルのTを付けてTVOCなんていったりしますけど、こちらとベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンという、環境基準が定められているもの、これについて、調査地点につきましても人家、それから商業施設等の位置4カ所と事業予定地の5カ所。調査時期については、四季によってそれぞれ1週間をやろうと。気象につきましても、事業予定地で四季においてそれぞれ1週間づつ、上と同じように1カ所でやりたいというのが私どもの考えです。

それからもう1つ。これも施設の操業による影響の調査項目ですけれども、騒音・振動、悪臭があります。騒音・振動につきましては、ここに東西南北ですね、敷地の境界。それ

から平日の1日間をやりたい。悪臭については特定悪臭物質濃度と臭気指数、臭気濃度ともいいますけれども、調査地点は敷地境界線上のほか大気質現地調査地点とすると、5カ所ですね。それと調査時期は、夏季において1日、時間帯を代表できる数回と考えてございます。

もう1つ、廃棄物の運搬車両による影響でございます。これについては国の指示もございまして、大気質については二酸化硫黄、窒素酸化物、一酸化窒素、浮遊粒子状物質というのが必要ですよということになっています。これについては接続道路に面する敷地境界の1カ所とする。調査時期は冬季に1回、1週間としたいと考えてございます。こういうものは冬にどうしても大気が安定しておりまして、希釈しづらい状況が冬でございますので、その一番悪い時期にやっていきたいと思っております。

これが運搬車両による影響について交通量ですね。7時から19時の、12時間の交通量。調査項目として接続道路1カ所、及びその他廃棄物運搬車両の走行が見込まれる4カ所を考えてございまして、5カ所でやりたい。調査時期は冬に1回、1週間やりたい。

騒音、振動でございますけれども、接続道路は1カ所、平日の1日、昼間2回朝夕各1回の、計4回というふうに考えてございます。

すみません、長くなりましたけれども、以上でございます。

【邑上会長】

どうもありがとうございました。以上でですね、VOCと生活環境影響調査についての説明をしていただきました。前回、やり方ですね、進め方で、質問が出てきたらその場で基本的に回答してもらおうんですが、回答が納得いかないものだったりとかということが多いので、きっちりこちらに明記して、納得いくような回答を出すという話をしたと思えます。その場で回答できないものは、また次回とかメールでやり取りするという話になっていたと思えますので、今回からそれを始めてみたいと思えます。

ですので、まずは今回の内容、説明した内容について質問がある方は、まず挙手していただいて、その質問を、なるべく短くという言い方はあれなんですけど、わかりやすく質問していただきたいなど。それであれば回答も多分明確にしやすんじゃないかなと思えますので、お願いしたいと思えます。

基本的に、挙手していただく形でよろしいですかね。質問ある方はお願いしたいんですけども。

【坂本専任者】

グラントメゾン・ウエストスクエアの坂本と申します。

先ほど説明がありましたVOCについてですけれども、シックハウス症候群の化学物質

過敏症ということで、このことについては、例えばシックハウスについてはクロロホルムということで、これは建築基準法の施行令でも法制化されておりまして、1種、2種、3種ありまして、2種までは使用してはならないと明確にうたわれております。第3種ですけれども、1立米中0.0005ミリグラムの使用については使用してもいいというようなことがありますけれども、それも制度的には控えめに使いなさいということがあります。皆さんご存じのように、石綿、イシワタですね、石綿使用による中皮腫の問題がありまして国が補償することになりましたが、使うときとか造るときは、全くそのときには原因がわからないわけなんです。ですので、こんなのを施設を造ってどうするんだと。全く意味がないんじゃないか、無駄な時間じゃないかなと私は思うんですけれども。やらなくても、今できてるわけですよ。全く財政支出を伴うことなくできるわけ。

それと、杉並病がよく出ておりますけれども、杉並病について杉並区役所のほうに聞きましたら、8年につくって12、3年で完全に廃止されておりますですね。だから今はないんですよ。だから、こういう轍を踏まないように、やる前に、賢明な方であればわかるはずだと思うんですけれども。

それともう1つ、こういうのは議会で決まる話ですけれども、造らないほうがいいのかという議員さんは非常に目先の利いたよく勉強されている方が造らないほうがいいのかおっしゃっています。それは財政的にもよくわかっている方なんです。ところが、造ったほうがいいのかと言うのはどうかと思います。ですので、こういうのに時間をかけるよりも、焼却炉という大規模な包括的なごみ処理施設について考えたほうがいいのかと思うんです。一応、それが質問です。以上です。

【片山参事】

質問の内容がよくわからないんですけれども、焼却炉についても、それから不燃粗大ごみの処理についても、もう限界に来ておりまして建て替えの時期にあります。そんな中で、何度も申し上げますけれども、4団体で、燃やす量を減らすためにプラスチックを資源化をし、粗大ごみ処理施設の規模縮小を図るとともに、さらに性能の高い粗大ごみ処理施設を造り、焼却施設への負荷を減らしていく。そんな中で3つの施設を上流側から整備していこうという考えで進んでおります。必要がないということではなくて、必要なために皆さんにご覧のようにこういう説明をさせていただいているということでございます。

環境基準の件は、杉並中継所は動いておりません。これはなぜかという、23区清掃一部事務組合ということで、東京都の区部は全部の区部が一緒に私どものような事務組合をつくっております。私どもは小平市と武蔵村山市と東大和市ですけれども、23区清掃一部事務組合をつくっております。そこが焼却をします。今まで焼却不適当としていたプ

プラスチックを、集められたものについては焼却するという方針転換を図ったという背景があります。

さらに背景を申し上げますと、あまり長くなってあれですけど、東京都は施設の容量が足りなくて、直接生ごみを埋め立てしていた時期があります。そんな状況でプラスチックを燃すことはできなかったということがあって、プラスチックは燃やしていなかったという背景があるんですけれども、ごみのリサイクルですとか市民の考え方、区民の考え方が変わってごみが減ってきたということもあって、焼却処理できる能力までごみ量が減ってきたという背景があってそういう判断をされたと思っております。以上ですけど。

【坂本専任者】

再度質問よろしいでしょうか。

すみません。今わからないっておっしゃったことが全くわからないんですけれども。ごみの減量化ということであれば、なぜごみの有料化というのをやらないんですか。あと4市しか残ってないけれども。これもですね、平成15、6年に東京都市長会でごみの有料化にしようということを決定されておりますよね。それでまだやらないで、なんでこっちのほうに走るのかというのがわからない。二、三割減るといのはもうざらなんですよね。東大和市が始めて非常に減ってるというのは、目に見えてわかっています。

ですので、小平市と武蔵村山市はなんでやらないんだろう。未議決になっていても、早くやって、その結果を見て。これなんか、今全く問題なくやっているわけですから、そのところを、なぜ急いでこれだけを造らないといけないのか。財政的にも、十何億とか出てますけれども。恐らくそんなもんじゃ済まないと思いますが、なんでそんなに急がなきゃいけないんでしょうかね。

以上です。

【片山参事】

今、施設そのものの不要論というのがまた出ているんですけれども、有料化の問題はそれぞれの市の市民がそれぞれの市で考えることではないでしょうか。私どもも今お願いしている会につきましては、資源化を進めていく、そういう意思決定があり、施設を造らせていただく。それは造らせていただくに当たって、VOCや、これから皆さんと協議させていただきたいVOC、生活環境影響調査の問題を議論お願いしているわけで、東大和市としては確かに有料化ということをされましたけれども、それぞれの市が市民として市と対話する中で政策決定させていくものだというふうに考えておりますけれども。この場はぜひ生活環境影響調査、それからVOC、皆様方がこれまで言われて、ご指摘ありました定量的データを示すために、その方法を今説明しておりますので、このことの議論をお願い

いしたいと思います。

【邑上会長】

ちょっとですね、ごめんなさい。

それが、だから、こちらにいるからって訳じゃなんですけど、一旦は、まずは今説明いただいたVOCの内容ですね。これじゃわからないとか、ここがわからないとか、ここに書いてあるのがおかしいんじゃないとか、まずはそういう話と、この調査の内容の話とかについて、まず一旦やりたいなど。

個人的には、これを進めるということは、今その調査をするということは、その場所が決まってないと調査できないので、場所が決まっていることについて認めているのかという話はあるんですが、ちょっとそれは置いておいて、その話はまた別でやりたいと思うので、まずはこの内容について、で、これがわからなければさらに詳しい説明をしていただくとか、以前、何人かの方からありましたけれど、VOCの勉強会、さらに何か専門家を呼んでやりたいとかいう話もありましたので、そこにつながるようなお話を、まずはですね、今の段階でちょっとしていきたいと思うんですけど、よろしいですかね。

なので、まずはこのいただいた、先ほど説明していただいたこの2点の内容について、一旦質疑していただきたいと思います。

【森口専任者】

グラントメゾンの森口です。

まず、フローの方の1ページ目のところの関係住民からの意見書の提出というのは、どこに出されますか。私たちはどこにそれを提出するようになるのでしょうか。関係住民からの意見書の提出。

【片山参事】

私どもです。組合です。

【森口専任者】

そうすると、これはパブコメと同じで、どんな意見が出ても、また自分たちのところへ持って行って消化されるという取り方になりますが、意見です、それは。

それと、寝屋川のことに関しての意見なんですけど、寝屋川は一番最初に市役所の「かざぐるま」なんですけど、かざぐるまを建設する前には市役所と同じぐらいのVOCで済ませるという話が、ふたを開けてみたらそれよりとんでもない量だったので、その計器に目隠しをしたというような事件がありました。今ここでも、VOCには環境基準がないのでという話になっておりますが、私が求める環境基準は、工場の環境基準だからとか何々の環境基準以下だからというものじゃなくて、市の平均、3市の平均のVOCよりこれが、今

あるものよりうんと高くなるようなものじゃ困ると思うんですね。わかりましたか。

今、これは、今例えば東大和の市役所の屋上へ行ってVOC調べて、ここも調べて、で、開けてみたら、操業が始まってみたらそれが何倍にもなったというのはとても困る問題なので、同じ税金を払って同じところに、同じ3市の中に住んでいるので、ここだけに環境負担を多くするような、VOCが高くなるのが出ないという保証が得られるのかどうかというのを質問にしたいと思います。でも、今すぐ答えられないと思うので、意見でいいです。

それとあと、協議してほしいということで、先ほど片山さんのほうから、ここの協議会に対してのお願いというふうにしたほうがいいのかという話がありましたよね、ここの協議会の役割ということで。これからの環境調査や何かに対してこの協議会の役割というのを、お願いという言葉にしてほしいということで、お願いとして聞きますが、協議してほしい、協議会に協議してほしいというお願いなんですけど、こういうふうに協議をお願いされるということは、何か私たちが方向性をもって結論をもって、例えばこういうものを作ってほしいという意見として、方向性とか意思とかを出していいということなのかどうかということが質問で、その件に関して情報公開した会議録によると、小平市のほうで、今後、会長や副会長が選任され、例えば協議会の意思を確認したいとなった場合、このまま話が平行線になった際の一つの解決策として何か対応が必要ではないかと。そうすると組合のほうの回答が、施設の建設是非についても決議すべきということに対して、我々として了解することはできないということであり、協議会の意思を示す場合でも、その権限や法的な根拠があって影響力を持つことではないということの説明しているというふうに会議録にも載っているんですね。なので、ここで協議して何か結果をもって意思をあらわしても、今までもここでずいぶん基本構想案や基本構想でも意見を述べていますけれど、ここのものが採用されて、協議会ではこう言っているからこうなったということは今まで一つもありませんし、今回も協議をお願いしたいって書いてあっても、私たちに意思決定をさせるつもりがあるのかなのかということと、そういうことに関して、全然根拠も何もないからしないというふうにとれる会議録が残っていますので、私たちはずっとここに座って、地域の代表としてここにいますよね。こういう話が出ていて、何かあったときには協議会で説明をしている、協議会と一緒にやっていくということを行政側は発信しているわけです。そうすると、いかにも私たちがその決定に何か加わって何か出すようなことになったと、皆さんは、後の時代の人はずっとこう思うわけです。

だけど実際問題として、私たち言ったことは採用されてませんし、協議も決議も意思決定もさせてもらえない状態でここに行政の意向のまま座っているわけですが、それで私た

ち、今後いいのだろうか。皆さんは私たちがやっていると思っているのに、ここでは何も決めさせてもらえてない事態なので、まず質問の1つとしては、協議してほしいという協議で私たちに何を求めて、決定をさせてくれるのかくれないのかということと、あとはこの協議会に対して何も、これはこの協議会の皆さんにお聞きしたいんですけど、このままでいいのか悪いのか。答えについては、平行線になるものっていうのもありますよね。今、私が聞いていることに対しても平行線になったときに、何の権限もないし、何のあれも私たちにはないということを行政側がはっきりこれだけ言ってるんですから、私たちはそう言われても、私たちの意思としてはこれは変だと思ってるっていう形で残さないと、もう、今までもずっとどんどん押し進められていることは、皆さん実感していると思います。何を言っても取り合わないで、基本構想案にしてもそのまま、直したところと云えば、説明を少し多く書きました、書き足しましたということで、ほかのことにしても何も見直しもしないで進んでいます。この状態で進んでいけば、結局、何も意図しないところのものが建って、私たちのことが反映されない、意にそぐわないものが建ったとしても、彼らが説明して、この協議会でやったっていうことを私たち地域の住民に公表されるわけです。それは嫌なので、ぜひこの協議会として、行政側が意思決定を反映してもしなくても、私たちはこういう意思でこれはおかしいですよっていうことを、答えが平行線になったものに関しては残していかなければならないなと思います。

質問として、行政が求める協議してほしいという協議の採決のあり方とか意思決定の仕方はどうしたらいいのかということと、それとあとは、この協議会の皆さんに、今後そういう行政と、例えば何回やっても、この間の会議録にも、答えが平行線で同じことを繰り返しているっていうことがあります。その繰り返しているときに、じゃあ、私たちはそれは行政の言ってるふうには思わないよっていうことは書いて残していかないと、もうずっと同じこと説明されてるだけなので。そうしないと話、前に進まないんで、そこの一つずつの区切りをつけていきたいなと思うんですが、会議の進め方としていかがでしょうかということと、2点です。

【邑上会長】

よろしいですか。すみません。大分長かったので、ちょっと、こういう意味ですよなという確認なんですけど。

【森口専任者】

はい。

【邑上会長】

最初のほうは基準の話だったと思うんですけど、例えば環境基準とか何とか指針とかあ

って、そういう値以下だからいいんじゃないなくて、3市の平均との比較っていうのをしていただけないかっていう要望があるっていうんですね、1つね。

【森口専任者】

はい。

【邑上会長】

それと、あとは協議会のお願いの話で、協議会で決議などして意思を表明していいって考えていいんだよねっていう確認でいいですか。

【森口専任者】

そういうことをしちゃいけないというふうにこの協議会は最初に言われてますよね。

【邑上会長】

最初に言ってますよね、決議機関じゃないって言ってますよね。

【森口専任者】

はい。そういう機関じゃないって言われてます。だけど今回、お願いっていうことで、協議をしてほしいと私たちはここの中でお願いされたんです。じゃあ、私たちの協議というのはどういう形で、どういう形をもってその協議結果を出すのかっていうことです。

それであと、ちょっと話飛びますが、ホームページのほうに今まで協議会の会議録と載ってたんですが、最近、協議会の協議結果、協議会の結果となってるんですよ。で、協議会って、結果私たち出してないのに、協議会結果になってるよと思ってるので、その辺も、協議会ということに対してもう一遍、ちょっと、お願いするときだけは協議をお願いするのに、結論は出さないでそのまま意見として伺って全部聞かないっていう状況が今の状況なので、この状況に関して、代表として座ってる皆さんはいいのかなっていう確認と、じゃあ、今回環境調査に関して私たちが求められているのは、結論を出していいことなのか悪いのか。それもわからないで、どういうお願いのされ方なのかっていうことと、最後の2点です。

【片山参事】

よろしいですか。

端的に申し上げますが、1点目の、ほかの地域に比べてVOCが著しく高い濃度にならないことは、そういうふうにしてほしいっていう話ですね。

【森口専任者】

はい。そうです。

【片山参事】

そのための調査でございます。VOCについては環境基準、一部しか定められてござい

ませんので、大気測定局っていうのがあるんですね、国、それから都道府県がつくってる。近くですと、東大和市は奈良橋、小平は小川町、立川は確か泉町だと思いましたが、こちらで測定してるんですが、そういうものは出ておりません。なので、こういう形で四季調査を、何も無いときの状態を調べて、できたらどうなのか予測と。こういう調査をするためでございます。

【森口専任者】

はい。お願いします。

【片山参事】

2点目の意見でございますけれども、手前みそで非常に恐縮でございますけれども、これまでいただいた意見を反映させまして、私どもとしてはかなりハイスペックの内容にしております。説明でも若干申し上げましたが、基本的には文献調査で、現地調査は行いません。ですから6カ月あればできる仕事なんですけど、VOCについては現地調査をやらないと正しい比較ができないだろうというようなことがございまして、そういうものも入れてございます。その結果、18カ月の期間を要するような提案を申し上げております。

どのようにここで承諾するのか、なかなか全員がOKということにはならないと思いますが、私どもといたしましては、今までこの協議会だけではなく意見交換会、情報交換会、それから説明会等々やって、パブコメも行いました。その意見を踏まえて判断したものでございますので、大方これで問題ないということであれば、これで実施させていただきたい。また、決定的にこれはまずいということがあれば、それは私どものほうでもう1度考え直させていただきたいと、こういう意味での協議でございます。以上です。

【邑上会長】

いいですか。ちょっといいですか。

【片山参事】

はい。

【邑上会長】

ちょっと聞き逃したかもしれないんですけど、東大和市は奈良橋だとか何か所かで調査しているという。それは調べれば正確にわかるんですよ。ほかの2市でも同様に複数地点で調査がされていると言っていましたかね。言っていました？　じゃ、それはそういう調査結果があるっていうことですね。

【片山参事】

国設と都道府県の設置が両方あるんですけど、大気、一般大気環境測定局というのがあ

りまして、それが奈良橋、それから小平は小川。立川はちょっと記憶ないですけど、泉町にあるんですね。そこでやってるデータを使って生活環境影響調査はこういう結果でしたというのが一般的なんです、文献調査によって。ところが、その測定地点ではVOCの測定してないんです。非メタン炭化水素と、HCですから hidrocarbon、炭化水素をやってるところはありますけれども、VOCはやってないんですね。ですから比較ができませんので、現地調査をやらせていただくように提案してるということです。

【邑上会長】

では今、既に調査をされてるところでは、VOCはわからない。

【片山参事】

わからない。

【邑上会長】

じゃあ、先ほどの要望は合わないんですね。VOCの値を平均と比較してほしいということは、今の話だとできないんですよ。

【片山参事】

ですから現地調査をしますから、それでできるわけですよ。

【邑上会長】

いや、ほかのその調査してるところでVOCは調査されてないって。

【片山参事】

現地調査をしますから、現地在資源物処理施設ができない状態でどの程度のVOCがあるかは把握できるわけです、現地調査を。ですから、それは比較はできます。

【坂本専任者】

それは前回やってるんじゃないですか。

【邑上会長】

そうですね。ちょっと何か、ちょっと頭悪いのかもしれませんが、今の要望ですよ、要望がいいかどうかは別ですけど、要望としては、市の全体でVOCが今どうなってますっていう平均を見て、今回やる場所が著しく高くないようにしてほしいという意味ですよ。

【森口専任者】

はい。そうです。

【邑上会長】

なので、ほかの全体というか、何点かでしょうけど、VOCが調査されてなければ比較はできないのではないかなと思うんですけど、VOCは調査されてないんですよ。

【片山参事】

周りはしてないから、ないです。

【邑上会長】

ですよ。だから、今の要望は受け入れられないというか、できないですね。

【片山参事】

要望は、著しく当該地域が高くないようにというお話だったと思うんですけど、それは比較できますよね。

【森口専任者】

ほかの市の平均より高くないようにっていうことです。

【邑上会長】

っていうのはできないですね。

【片山参事】

ほかの市は測定してないですから、あれば比較できます。

【邑上会長】

だから、まあ、今何かできるのかなと思ったんですけど、VOC自体は直接比較できないんですね、だから市全体というか、3市で。

【森口専任者】

現況と変わらないようにっていう。片山さんの言ってるのは、現況と変わらないかどうかは出来る。

【邑上会長】

それはいいです、それはいいですよ。造る前と造った後はもちろん比較できるのは当たり前だと思うんですけど、先ほどの要望は違かったかなと思ったので。じゃ、それはできないんですね。VOCが3市で平均が幾つになっててその地域はどうなってるっていう比較はできないっていうことですね。

あと、ちょっと決議のところとか意思表示のところもちょっと、若干、回答が違かったかなとちょっと思ってたんですけど、どうですか。調査自体の内容は確かにハイスペックにしてるって前もお聞きしてるので、それ自体はまあいいんですけども、先ほどの会議録の話もそうなんですけども、協議会ではこういう意見が多数でしたとかなんだけど、ちゃんとそれをそういうふうに対外的に示して行政が何かに進んでいきますとか、そういうふうにならないと、協議会の結果としてみんなOKだねって進んでしまっているように受け取られたら困るよっていうことを言ってたんですね。

【森口専任者】

はい、そうです。代表ですし。

【邑上会長】

ですね。ということに対しては特に、まあ、先ほど回答なかったと思うんですけども、どうですか。会議録は公開されてるので、そこでこういう意見があがってたって、まあ、見ればわかるのはわかるんですけども、確かに先ほど言われたように、結果って書かれてるので、何か協議して方向性なり何なりいろんなのを決めて進んでいるように、確かに見えなくはないなど。ウェブのほうですね。なので、ちょっとそこは違いがあるかなと私は思いますけど。そういう認識でいいですか。じゃ、そういうことでいいですか。

【森口専任者】

はい。

【邑上会長】

ちょっと合っていないですけど。

【森口専任者】

はい。回答はまた後でもいいですし。ただ、話が平行線になってるようなものや何か、答えを何回聞いても同じ答えしか返ってこないものに関しては、ここの中で、それはおかしいと思うっていうことでまとめれば、そういうおかしいと思うっていうことは書いて残さないと、何か同意したように思われ、その回答で納得したように思われてる実情だと思います。そこはやっぱり、代表として来ている以上は変だっていうことは書かなければ、もう協議会が全部、今いろんなところの例が書いてますけれど、どここのあれにはこういう協議をしたっていう例もここに載ってましたが、そういう一例として私たちが協議してそれをつくるのに参加したことになってしまいますので、ここを、自分たちがこう思っていないものができる可能性のほうが高いんで、今も、それに対して私たちが賛同したように取られないようにしていきたいと思います。VOCや何、あと、本当に、片山さんに質問なんですけど、この協議をお願いしますって言ったときの協議は、私たちは例えばここ月何回でいいですねとか、それに対して、今書いてある、ここに書いてある環境調査内容に、今ここで同意しろっていうことではないですね。それは別に協議する場を設けていただけるんですね。

【片山参事】

今これが協議する場です。

【森口専任者】

今これが協議する場で、じゃあ、今ここに書かれてる、何か何回やるとかっていうのは、

もうここで今私たちが何も言わないと、これで決定なるんですか。

【片山参事】

何もなければ進めさせていただきたいと思いますけれども。

【森口専任者】

というふうに。

【岡田専任者】

いいですか。

今日は私は進んだと思うんです。この生活環境調査ということやりますということでは
ですね。今日はこのことについてはある一定の方向付けをしたいということ。いろいろご
意見あるかと思いますが、環境調査というの、私も毎回言っているように、まず
これが一番だねという形で、今日のこのレポートは、この骨子だと思うんですね。これ
を細かく枝葉をつけていくときにですね、まさしくこのメンバーでもいいですしほかのメ
ンバーでもいいんですけど、市民を入れて、月に1回じゃ粗すぎるんですよ。ですから分
科会みたいなものをつくって、そちらが組合側がつくった案に対して、例えば測定地、こ
ことこ決めた、じゃあ、それはそうじゃなくてここも加えるべきだねとかいう形です
ね、はっきりお願いしたいのは、私は、ここはそういう分科会で決めた骨子、決めた案に
ついてみんなで討議すると。その前にやはり興味を持ってるっていうんですか、関心があ
る方は、もう少し細かい形ですね、いわゆる組合さんの議論の中に加えていただきたい。
これが市民参加のはずなんですよ。これをぜひやっていただきたいと思います。

でないですね、18カ月という形でお金を使います。で、今の環境がどうなのかとい
うことも非常に重要な、これが一番のベースになりますから、そのときに、ああ、あそこ
の測定地点を入れてたらよかったねということは、やはり専門家の方が一番詳しいかと思
いますけど、素人は素人なりに心配してる部分もありますから。今、森口さんが心配して
るような形ですね。ここで決めてください。これは無理です、はっきり言わせて。

ですから私はですね、やはり分科会みたいなものを、希望者を募ってですね、その中に
入れていただきたい。それは10日に一遍だとかですね。大変かもわかりません。でも我々
も大変ですけど、やはり基本的には、そこに造られたときに、ああ、造っても問題なかつ
たねという結論が得られれば、それはそれでまたいいことなのでですね、ぜひこれお願い
したいと思います。我々も大変ですけど、組合も大変だと思います。でもお互いに知恵を
出し汗を出さないと、こういうことは前に進まないと思いますから、ぜひそのことについ
てはやっていただきたいと思います。

【森口専任者】

今、岡田さんがおっしゃったように、今ここで私も決まるとは思ってなかったんです。経過で私たちにお願ひされてるから、次回や何かに、これについて、じゃあ、今回調査地点や何かについてどう思いますか、こことここでいいですかということが具体的に煮詰められると思ってたんですが、今ここに書いてある段階で次進めますと言われるのであれば、例えばこの調査地点が4カ所とどこどこにするというのは、これ当然、地図で示していただかなければならない問題ですよ。地図で、こことこことここでやることになりました、範囲はここですとかってということまで何も書かれてないで、これで調査項目決まりましたっていうのは絶対おかしいと思うので、よく考え直してほしいと思います。

【邑上会長】

ちょっといいですか。

まあ、いろいろごもつともだと思います。前にちょっと、事前に打ち合わせしていたのは項目ですね。今回VOCに何物質、VOCの関係のやつは物質はどういう物質を調査するっていうことは、一応、案としては挙がってます。それを決定しないと調査を委託することもできないから決めてほしいと。確かに専門的な話になっちゃうので、なので勉強会などしてやっていくことになるんだろうなと思っていました。そうすると長くなるので、あんまりしたくないというのは多分あるんだろうと思うんですが。

あとは先ほどの、確かに月に1回って粗いですし、じゃあ、ここでできるのかっていうと、どうかと思いますので、分科会っていう言い方ありました、まあ分科会でも委員会でもいいんですけど、そういう類いのことを決めて。

【片山参事】

私どもからもお願いしたいです。これは、最初の入り口の部分なのでしっかり議論した方が、より多くの方に納得いただいて仕事進めたほうがいい仕事だと思います。

【森口専任者】

議論にしても結論にしても、今までのように結果は出さない、方向性は示さないということを、組合のほうというか行政側で決められているんじゃ、手伝ってくれて言われても、私たちも方向性のしようもありませんよね、もう。

【邑上会長】

そうは言ってるんですけどね。もともと決議機関なんかじゃないとかっていう話ありますが、それを今すぐ決めるというのはなかなか難しいので、今の話で、提案した分科会のような形で専門的に今回の影響調査をするための検討会というのをやろう、やってはどうかというご意見ありましたけれども、決をとるのがどうだとありますが、今いる方で、そ

の方向性として、自分がやるの嫌だとかあるとは思いますが、そういうことをやっていったほうがいいのか、または、いや、それは不要だからお任せしたいとかいろいろあるとは思いますが、まずは皆さんの気持ちというか、どんな感じかなというのをちょっと確認したいのですけども。今の分科会のような形で、詳細をいろいろ検討していく、調査なり何なりしていくということの活動自体やっていくことは賛成でしょうか、反対でしょうか。賛成の方がいましたら挙手をお願いしたいんですけど。

はい。ちょっと数を数えてもらっていいですか。

【木村課長】

すみません。もう1度、手をお願いします。

【尾崎代表者】

これ環境評価調査。

【邑上会長】

環境調査。

【尾崎代表者】

それをちょっと分科会でもっとこまめにやろうということね。

【邑上会長】

そうですね。ちょっと大変ですが。

わかりました。今この場でこれどうとちょっと言えないので、12名いましたっていうだけに、この場ではしておきます。

一旦、ちょっとほかの質問、今ので。

【小川代表者】

今のに関連して。

【尾崎代表者】

今のような感じで物事進めていってよ、それを前から俺言ってたの。

【小川代表者】

そうそう。

【邑上会長】

いいですけど。もともとあまりそういう流れではなかったの。

【尾崎代表者】

言いたいこと言ってもしょうがないでしょ。

【邑上会長】

でも、言いたいことを言わないと仕方ないというところもあるので。

【尾崎代表者】

だから何回も同じこと言うのよ。

【小川代表者】

そう。

【邑上会長】

平行線なのでそうになってしまう。

【小川代表者】

それは最初から言ったことですよ。ここは議決機関じゃないけども、ね、沢山どういう意見があったのかと。今まではそれ全然なかった。言って、それで終わり。

【岡田専任者】

今日からなくなればいいじゃない。

【小川代表者】

そうそう。それがなくなればいいんだけど。

【岡田専任者】

賛成かどうかだけでもやればいいんだよ。

【小川代表者】

今までがそうだったから、今議論がおかしくなっちゃった。

【邑上会長】

はい。今、書き方がどうかってありましたけど、ちゃんと協議してほしいというふうに出てきてますし、協議するっていうことは、言いつばなしでいても決まないので、ということを決めてくれて言ってるんだから、そうだったんじゃないですかね。

はい。じゃ、わかりました。じゃあ、それはそれで。

【尾崎代表者】

ちょっと意見いいですか。

【邑上会長】

はい。

【尾崎代表者】

今やってるじゃない。打ち込んでるじゃない。それを今後、会議が終わった後でもいいから打ち込めるようにして、赤なら赤でいいし。最終的な今日の会議の、別会議でもいいし別討議でもいいから、そこの質問に対して衛生組合のほうで次回までの回答がほしい。我々はその次回までの何日までに、ほかに意見あると思うよ、きっと。自分で出していけばね。ここでいないけど。

【森口専任者】

ここ以外のものも受けつけるようにしていただければいいですね。

【尾崎代表者】

そうそう。あそこに意見を出して、我々がさ、今日の意見はまとめ、今日の以降の意見、まだあると思う、引っかかるものが。それを赤でね、やると。赤で質問して、回答は赤で回答する。それをお互いがパソコンの中でやり取りする。そうしたら、あんまり複雑なあれじゃないと思いますね。それ公開するんでしょう？

【邑上会長】

ええ。そうですね。最初に前回打合せた話をあまり詳しくしなかったですね。どういふふうに、あの、ちょっと申しわけありません。最初に言えばよかったんですけど。

前にこちらで打合せをさせていただいて、前回のことがあったので。今後、進め方をどうするっていうことで、こういうことをやろうっていう話になっていたんですけども、まず、今日はVOCの話とこの環境影響調査の話があったので、これについて説明して、質問出して、回答を出していきますと。これはこれでやりますと。で、今まででやっぱり納得いかない回答がある、まあたくさんあるわけなので、それも挙げていきましょうと。で、それも回答してもらいましょうという話をしていて、それを言ってなかったのも、まさしく今の話なんですけれども、やっていきたい。

【尾崎代表者】

記録に残るもんね、ちゃんと記録残る。

【邑上代表者】

例えばですね、想定地があそこになってますと。それについては決まってるというか、あんまり十分な回答がされてないですね、例えばですけどね。そういうことについても再度質問していただいでですね。

【尾崎代表者】

十分な回答でも十分でない回答でも、回答なの。

【邑上会長】

まあ。その内容はそれでいいのかという話あるので、またさらにつっこめばいいんですけども、そういうことをやろうという話をしてました。で、それを何か書き物に今になってないですね。ちょっとそれが出てなかったのも申しわけなかったんですけども、そういう話はさせていただきました。ですので、ちょっとこれは今回から始めてます。書いてある内容も、多分言ったことと同じようなことは書けないので、その要約にはなりませんけれども、書いていただきたいと思ってる。こちら一応ちょっとメモは打ってますので、

合わせていきたいと思っています。

すみません、なので、今の森口さんの意見とかは一旦終わってですね、次の方ということで。では、いいですか。

【小川代表者】

グランドメゾン・イーストスクエアの小川です。

さっきの話の続きになりますけれども、ちょっとね、協議会の、さっきの話と二重になると思うんですけど、1回目に言ったけど、私も以前から言ってましたけど、議決機関じゃないけども、どういう意見があったのというのを反映してもらいたいというのは、私もここではっきりと申し上げたいと思います。それを反映しないでただお願いして、何か協議会が進んでいるように、もう承諾得たような、市議会でもそういう答弁はありました。そういう話ではちょっとまずいと私は思います。

それで、1つは、VOCとか生活環境問題については、これは必要だと思いますよ、調査はね。この内容について私もわかります。わかりますけれども、今まで私たちが、ちょっとここではなにか官庁とかそういうところでデータでお調べになってるんですから、これも信用しなきゃいけないんだけど、学者の話では、そうじゃないよと言ってるんですよ、そうじゃないよと。その意見も参考にして聞く必要があります。それを議論戦わせて、岡田さんじゃないけども、世界一の施設を造りなさいというのが、私たちが希望になってる。どうせ造るんだったら。

ところが、これがね、私たちが最初から言っているように、1つは、こういうマンションの中に狭いところで造るのは想定地としては正当じゃないと。岡田さんと森口さんの見学した感想を書いておられましたけれども、当然、向こうは市街化調整区域であって、広さも相当広いし、周りは住民もないし、そういうところでやっています。それであっても、岡田さんの話では第三者機関が入ってないと。第三者入る市民参加型でもない。それから森口さんのおっしゃったように、向こうへ行ってもいろんなこと、具体的に疑問のとこ十分に見せてもらわなかった。臭いがすると、臭気はしてたという話なんですよ。

それで本当に、1つは、VOC対策しても70%か80%は除去されるというんだけど、あとの少し残ったやつ、それをどうするかとか、それ本当に大気中で飛散するかと。学者の話によれば、それが滞留して部屋の中でたまるという話なんですよ、空中にね。その中で、工場の中で働いている人は、その都度出るからいいけども、住んでる人はとてもではないというのが一般での通説なんですけど、このことも学者とのいろんな、さっき勉強会をさせてくださいっていうけど、勉強会をさせてください。そういうこともね。

それからもう1つは臭いなんだけども、1つ例を申し上げますと、隣にパチンコ屋があ

ります。で、たばこの臭いが来ます。それで3回ぐらい協議しました、たばこの臭いに対して。私、東大和の環境課にも文書出しました。1つは臭いと、もう1つは、ニコチンから出る幼児に対する健康障害の問題あるから、これ調べてくださいと言いましたところ、これはあそこのメーカーにも電話したんだけど、メーカーでは幼児のあれにはそういう検証されてないと、まだ。臭いはある程度切りますという話で、パチンコの人も東京本部から来て、もう全部来て、臭いは出しませんと。設備ができました。

ところが、臭いがするんですよ。あそこの横通ってごらん下さい。たばこのね、臭いが。それで住民の中でも、9階の方が部屋に夏はたばこの臭いがこもりますということで、この間も、先日申し込みしました。そうしたら、これはどうしようもないというんですよ。プラズマクラスターというのをいっぱいつけたんだけど、それでここにもプラズマというのがありますけども、臭い出るんですよ。それはね、例えば昭島とか八王子なんかは遠いから、広いから、市街地なんて周りにはないからいいんだけど、ここは数十メートルしかないところで、そうなるとたまったものじゃありません。どうしても部屋の中の空気は外に排気しなきゃだめだから。それは完全に臭いが消えるっていうこと、保証があるのかどうか。それはどうしても聞きたいです。

以上です。

【片山参事】

臭いの問題なんですけども、正直申し上げまして、完全に消えるということはありません。まあ、基準値はクリアするように、もちろんそういう設計をして設置することになりますけれども、全く出ないという、そういうものはちょっと施設としては造れない。きれいなプラスチックを集めることになってますけれども、なかなか市民の方すべてがそのことを理解して協力していただけないと。市のほうも広報はしていますけれども、不燃に可燃が入ったり、可燃に資源が入ったりということもある現状を考えますと、残念ながら腐敗物が多少入ってくるのかなというふうに思います。そのために脱臭設備で、VOC除去設備も兼用になりますけれども、こちらのほうで処理をして基準値以下にしたいというふうに考えております。

【小川代表者】

それでまあ、答えはわかるんだけど、そういう自信がないということなんですけれども、なんでそういうのにそういうものを、すぐ横にマンションがある、養護施設がある、そういうところにね、建てるのか、想定地が間違っていると、最初から言っていると私は思います。

【邑上会長】

今、においの件は、完全に消せるということではないだろうって話ですね。ほかに質問なり要望なり。お願いします。

【深澤専任者】

グランステイツ玉川上水専任者の深澤です。

まず1点、VOCについてなんですけれども、先進施設の対策事例として寝屋川のこと書いてありますが、これ寝屋川は先ほども紛争事例でも書いてありますので、先進施設としての事例として出てますけれども、先進施設であっても、例えば紛争事例は出ているということになりますので、これについて、八王子について先月もいただきまして、今月も森口さんのほうから資料のほういただいていますけれども、住民のお住まいになっている施設の住宅のほうから遠いというようなお話がありました。ただ、この寝屋川について、どの程度離れているのかがわからないということがありますので、もしわかれば今教えていただきたいということ、あと、やはり先進施設としての紹介がある寝屋川施設であっても、当然紛争が出るということであれば、当然、VOCについてもそれほど、何というんですかね、健康被害についてそれほど問題ないという学者の方もいらっしゃいますし、当然、未知のVOCの物質があるということで問題視されている学者の方もいらっしゃいますので、できたら勉強会においてはさまざまな意見をお持ちの専門家の方に来ていただきたいなと思っています。

1点要望です。お願いいたします。

【尾崎代表者】

ちょっといい？ 寝屋川については、今回の我々が討議しているような梱包するだけの施設？ 同じなの？ マテリアル？

溶融して、要するに再生する施設なの？

【片山参事】

全く同じです。

【尾崎代表者】

全く同じ？

【片山参事】

はい。ただ、道路を挟んで反対側に溶融する施設があるということが違う。

【尾崎代表者】

それによって環境も違ってくるわけね。溶融してパレットつくるわけじゃない。

【片山参事】

はい。

【尾崎代表者】

それについて、どこのあれなのかわかってないの。VOCとしてさ。発生源が。

【片山参事】

そうですね。

【尾崎代表者】

発生源が規定できないでしょう。

【片山参事】

そうです。

【尾崎代表者】

そういうのもあるんだよね。

【片山参事】

はい。

【森口専任者】

ただ寝屋川のほうは排気口のところに何かつけてるんですよ、ちゃんと。つけてて、その数値は寝屋川だけのものとして、私たちもホームページで見ることができます。

【尾崎代表者】

それはこっちの施設と同じような感じのリサイクルの。

【森口専任者】

そうです。

【尾崎代表者】

梱包作業のためのだけのあれなの。

【森口専任者】

はい。

【飯島代表者代理】

ちなみに、その数値って全国一般的なVOC計測されている地域と比較してどのぐらいなんですか。

【森口専任者】

それが私はわからないので。ただ一番最初のそういう紛争する前のところを見ると、市役所の屋上と同じだといったものがとんでもない倍数で出たということだったので、もし片山さんわかるんだったら、今ここにどれぐらい出てますよって書いてありますね。それ

が市役所の屋上の何倍だかわかります？ 寝屋川市役所の一番最初に測ったやつと今その出てるやつの。

【片山参事】

前も申し上げましたが、全国で大気測定局がありまして、そこで「そらまめ君」というので検索すると出てくるんですけども、やっている。その項目についてはNMHC、非メタン炭化水素と炭化水素だけで、VOCはやってないんです。ですからVOCが全国的にどういう濃度で分布しているのかという資料はないんです。そういうのがない中で。

【尾崎代表者】

寝屋川は何なの。

【片山参事】

寝屋川は屋上、役所の屋上で採った1,700でしたっけ、森口さん。

【森口専任者】

私、そこまで覚えてません。

【片山参事】

1,700マイクログラム／立米だと思います、記憶で申しわけないですけど。そのぐらいの濃度だったので、その濃度ぐらいでは出せるんじゃないかということで、当初はそれを管理目標みたいにしてたみたいです。

【森口専任者】

それができなかったもので、何か。

【片山参事】

それから寝屋川、民地の距離、誰か記憶してないですか。ほとんどみんな職員行ってるんですけど。一番近いのは、それでも500か700か。

【飯島代表者代理】

総じて言うと、問題なく、その施設の周辺には全然なくて、住環境というか。あまりないんですか。

【森口専任者】

そこそこはあるけれど、ちょっと離れてるところかな。ググってください。

【飯島代表者代理】

わかりました。すみません。

【森口専任者】

よろしく申し上げます。

【飯島代表者代理】

すみません、勉強不足で。

【森口専任者】

全然。いいえ。ググってみてください。

【飯島代表者代理】

総じて言うとリスクがすごくあるんじゃないかって聞こえてしまうんですけど。いや、今大阪のほうの問題と、あと杉並のほうの問題と、専門家たちも、ねえ、賛否両論あるわけじゃないですか。そのリスクがまだ取り切れてないというのが、何か、断片的に今お話を聞くだけでもすごくリスクは高いように聞こえるんですけども、本当に、大丈夫って本当に言えるんですかね。

【片山参事】

ですから、880幾つは全国に施設があり、で、同じような施設の中でそういう係争になっている、公調委が今調べてるとするのは1カ所だけだと、こういう状況ですね。

【森口専任者】

それで件数が載っていたわけですか。

【片山参事】

はい、そうですね。

【森口専任者】

何件ありますっていう件数が載ってて、これには何の意味があるんだろうなと思ってたけど、これだけあるっていうことね。

【片山参事】

そうですね。正直申し上げまして、行って見てきましたけれども、正面に産業廃棄物の集積場みたいな処理施設もありますし、すぐ道路挟んで隣がパレットをつくる、ですから熱をかけてプラスチックを溶融してパレットをつくるという工場があること。それから浄水場がその隣にあると、そういう状況でございますので、まあ、原因はほかにあるのかなと、もし健康被害が出ているのであれば。そのように感じて帰ってはきました。

【尾崎代表者】

ということは、VOCの調査はやるわけね。それは決まってるんだね。それを何カ所とか、何カ月に1回とかじゃなしに、分科会を設けたりいろいろ、我々も参加してやりましょうということですね。

【岡田専任者】

参加させていただきたいということ。

【尾崎代表者】

いただきたいということ？

【岡田専任者】

そういうふうにさせてもらわなきゃ困るということですよ。

【尾崎代表者】

市民参加型にしてください。

【岡田専任者】

そして要するに18カ月かかるということは2年間ぐらいかかる。これを逆線引きを引っ張ったら、ほんとに過密なスケジュールでやっていかないとできないはずなんですよ。ですから、即、手を挙げた人はどんどん参加してもらって、そちらからできる日を提案してください。皆さんの意見をとってるとなかなか全員集まらないですから、もうしようがない、組合さんのスケジュールの中でこの日集まれる人は集まってくださいみたいな形でやっていかないと前へ進まないと思いますから。

【尾崎代表者】

だから、半径200メートルとか800メートル。せっかく書いてある。そこで決めりゃいい。

【片山参事】

会長、最後に日程調整させていただいてよろしいですか。残っていただいて。

【森口専任者】

地図に残って。やっぱり地図で書いてこことこってやって皆さんに見てもらって、いいですねじゃなければ、ここで今このままいきますよと言われても、みんなこれでいくとは思ってないですね。

【岡田専任者】

いいんですよ、これは骨子ですから、それを肉づけするのは我々と組合の方なんです。

【森口専任者】

でも、今このままいくと片山さん。

【片山参事】

いやいやいや、意見がなければ。

【尾崎代表者】

そういうこと言ってないよ。

【岡田専任者】

言ってない。

【片山参事】

何もなければそれは。

【岡田専任者】

だから、今意見を出したわけです。

【森口専任者】

よかったね、出して。

【小川代表者】

VOCもそうだけど、悪臭対策ね。さっきもうこれは対処できないというんだけど、横に住んでる人だったまっつもんじゃありません、それは。それは反対です。

【邑上会長】

じゃあ、お願いします。

【町田専任者】

そろそろ時間なんですけど、今日もこんな感じなんですよ。私、栄一丁目自治会の町田です。

次回、もっと基本的なところからやってくれませんか。例えばこの施設が本当に必要なかどうか、それから、造るんだったらこの土地、現在行政が進めているこの土地が本当に適してるのかわかかね、それを進めてもらわないと、話が後続かないですよ。環境調査せっかくやったって、もし万が一、全然違うところに造ることになったら、やったことがあまり生きないじゃないですか。

【邑上会長】

そうですね。

【町田専任者】

だから、もっと基本的なところから進めてほしいです。だって、建設場所についたってね、ほとんどの人が納得してないですよ。

【邑上会長】

まったくもって私はそのとおりでと思っているんですけども、こちらの人間ではないんですが、組合の今の希望としては、まずこの生活環境影響調査をしないことには先に進まないということで、この内容を詰めていきたいという要望があるということで、今はこれをやっています。

私も、想定地以前にこの事業を今やる本当に必要があるのかというような疑問を持っているんですけども、それはそれでやっていきたいと思っています。一応そういう話はしています。

なんですけれども、それだけやっているとこの調査の話も何もできないので、両方やっていくということでもいいのかなと思っています。

今日もこんなんだというのはあるんですが、ただ、いろいろ強い要望いただいて、こう私も書いてますけれど、あるところ、明確にできてきたかなと。なので、今日出てきている質問などに関して、ある程度は明確な答えがもらえているのかなと思っています。これをちゃんと残していけば、で、会議録とかにくっつけていけば、読んだ人は何が行われているかわかるし、その内容自体が、やっぱりやり取りおかしいということであれば、それも理解というか認識されていっていいのかなと思っています。

もう決まった時刻ではあるんですが、一応もう一方お話聞いて、それで45分という話であったんですけど、私がメモしたのと比べると大分少ないんですね。

【尾崎代表者】

ちょっとまとめて。

【邑上代表者】

一応ですね、ここでまた打ったりとかしていると時間かかるので、内容だけを皆さんで確認していただいて、そんなことありましたよねという確認をして終わりにしたいと。あとは、先ほど片山さんから話があったんですけど、分科会とか別枠でやろうという提案がありましたので、じゃあ、まず日程調整をしたいということだったので、挙手した方はみんな残ってくださいというわけではないんですが、もし大丈夫な方は残っていただいて、ちょっと日程調整をしたいなと思います。

じゃあ、あともう1つ意見いただいて、それで今回、今日出てきた内容をちょっと復習するというかですね、確認するというふうにしたいと思います。

【田中代表者】

先ほどから揮発性有機化合物について、要するにVOCですね、これについて話が出てますが、VOCの危険性、それからどういうものがどういう状況になる、例えば今度東大和で集めるものの中からどんなものが出やすいのか、どんなことになったらいかんのかという話、それをはっきりと数値で出すということは、これは今日本中調べてないようですから無理だと思います。だけど、我々にとって一番知りたいのは、この東大和で作業をしたときの出るであろうという危険物質をある程度絞り込んでいかないとまずいんじゃないかなって思うんですね。

それともう1つは、生活環境、こうした形で調査しましょう、で、VOCも調査しましょうって非常に前向きですので、それを先ほど岡田会長のほうから言っていました、分科会なり何なりでということを進めていこうということがありますが、ぜひそういったこと

に関して大いにやっていくべきだと思うし、で、最終的には、まず、こういうことを言っているかわかんないんですけど、ごみ処理の施設はまず必要なだっという認識があつていいと思うし、小金井みたいなことになっても困るし、じゃあ、その場所をどこが本当に一番いいのか、あるいは現状でどんなところへ可能なのか、そこから、先ほど意見ありましたけれども、もちろん私たちも、おまえの家でいいよって言われて、私は絶対反対しますから。これはもうみんな誰でも同じだと思います。自宅へ持ってこられたら困るのは、もう全員一緒です。ですからそこはまず度外視していかないと、まずできないと思います。で、岡田会長言うとおりの、世界で一番いいごみ処理施設を造りましょうという事で進めていけばいいんじゃないか。危険性というのは、本当に何を造ってもあるわけですから。絶対安全な食べ物もありません。食べ物は、食べ過ぎれば糖尿病にもなるし。ですから絶対安全なものというのはいないわけですから、だったらより安全なものという形で物事を考えていく必要があるんじゃないかなって思うので、こんな形で意見として聞いていただければと思います。

【邑上会長】

きれいにまとまりましたので、今日は意見はここまでで。

一応、ざっとですね、今日出てきたものをちょっと確認したいんですけども。

意見もあつたかと思います。最初、施設自体要らないんじゃないのという話があつたと思いますね。で、それは東京都の23区の方針変わっているから、杉並は施設が変わりますという話とかがあつたと思います。

ごみ有料化でごみ量削減するのが先じゃないというのが、各市の政策だよという話でした。

あと次は、この生活環境影響調査のほうのフローの中で、関係住民からの意見書の提出はどこだという話ですね。それは衛生組合だという回答でしたね。

あとはVOCの基準値ですね。何とかの基準値以下だからいいよというのではなくて、3市の平均と比較してもらえないかというのがあって、回答としてはそのために調査を今回するんだというのは、設置前とか建設前後で比較するためということだったんですけど、3市の平均というのではないんですね。という話がありました。

その次は、協議会で協議しているいろいろ意思表示していいんですかという話ですね。していいってことだと思いますので、そのように受けとめてます。

あとは、ホームページには協議会の結果と出ているんだけど、結果を出すことしないんじゃないかという指摘があつたかと思います。

あとは環境調査について、方向性を決めていきましょうと。これでいうと3番目ですね。

分科会などでやったらどうかということがあって、衛生組合としてもできればお願いしたいということだったので、これからやりましょうという話になったと思います。

次は、会議の最後に質問をいろいろ追加すればという話があったので、それを今やるかどうかは別として、進め方ではその他の質問も追加してきましょうという話を前回組合のほうとはしたので、それをやっていきたいと思っていますので、それでいきたいと思いません。

あとは、学者もいろいろいるので、いいと言っている学者もいるしよくないと言っている学者もいるので、それぞれ意見を聞くことが要るんじゃないかという話がありました。

あと、除去装置で完全除去できないVOCですね。その残留物が影響あるんじゃないかという意見というか、そういう説があるという話があったと思います。

あと次、臭いですね。臭いが完全にどうも消えないと。パチンコ店で消えると言ってたけど、やっぱり消えなかったというのが、すべて除去できないかなという話がありました。

あと想定地の話もちよっとあったんですけども。

あとは寝屋川ですね。寝屋川の施設と住宅ですかね、距離どれぐらいかということで、これ正確にはわかるんですかね。これは地図見ればわかるかもしれないですけど、500メートルぐらいかなみたいな話はあったんですが、ちょっとここは、一応、会としては保留ですよ。

あとVOCの話は学者の話と同じことがあって。

ちょっと書きにくいのは書きにくい、確かにわかるんです、書きにくいのはわかるんですけど。

【尾崎代表者】

こういう感じでいい。

【邑上代表者】

私はメモしてはいるので、ちょっとそれ言っておきますけど、寝屋川で今回検討している施設は同じかということかというと、施設としては同じだよと。だけど、ほかの施設が近隣にありますという、そういう話がありました。

あとは数値。数値はVOCなんですかね。数値わかってるのかということで、それは市役所の屋上で計測してるとかっていう話があったと思います。

あとは、リスクは高いんじゃないかという意見があり、先ほど、800以上の施設があって、こういうような、調べるというのは何か訴訟という意味ですか？

【片山参事】

はい。

【邑上会長】

それは1件だけだという話があったと思います。

あとは、次回ですね。もっと基本的な項目とかそもそも論とかを検討したらどうかという話があったんですね。ちょっとそれは回答としてはできないと思うんですけど、一応、そういう要望を出していただいたと。

あとはVOCの危険性とか、想定できるような危険内容、そういうことが把握できないのという話ですね。あとは前向きに進めていきたいと思いますということだったと思います。

ざっとメモしたのはこんな感じかなと思っているので、振り返りとしては大体いいでしょうかね。

じゃあ、今日はそれなんですけど、次回は、前回、予定の表あったじゃないですか。それで日にちってそうなってますか。じゃ、その話をちょっと。

【木村課長】

次回につきましては、前回、9月20日の日に参考の資料をお渡ししておりますが、11月の8日を予定しております。午後7時からですね。日程についてはそれを予定しておりますので、また後日、開催通知のほうはお送りさせていただきます。

【森口専任者】

11月の8日はずいぶん近いですけど、それまでに会議録とかは、また3日前とかというんでは、夜寝ないでテープを聞かなきゃいけなかったりするんで、もっと早く上がりますか。

【木村課長】

なるべく早く、メールなども活用しながら早くお渡ししたいとは思いますが、なるべく早く送付できるように努力したいと思います。

【小川代表者】

場所を桜が丘にやってくれという人もいるんですけど、それはできないですか。ちょっと遠いんですね。

【邑上会長】

前回のときに場所はどうですかと。私は個人的にこっち来たくなかったんですけども、意外に皆さん、別にここでいいみたいな話になったので今日はここだったんですけど、私はできれば桜が丘のほうがいいですよ。個人的にですよ、歩いていけるので。実際、これをとってもあれかもしれないですけど、実際に皆さんどうですか。ここ、こういうのいろいろ使えたりとか、広くていいのはいいんですけど、ちょっと遠いのは遠い。実際にあの後で、個人的に、やっぱりここは嫌なんだけどという意見もいただいたりしてですね、こ

の場でもう1回確認したいなと思っているんですが。

【森口専任者】

プロジェクターは桜が丘でも持っていきますか。

【邑上会長】

前に持っていったことがありますよね。

使えないかもしれませんが、前にDVDか何かを見たときありましたよね。なので。実際どうですかね。ここで全く問題ありませんという方。できれば桜が丘市民センターがいいんだけどという方は。ああ、半々ぐらいですか。

【森口専任者】

じゃあ、偶数月と奇数月にするとかいうふうにはできませんか。

【邑上会長】

どうしますかね。じゃあ、とりあえず次回はここにしましょう。で、またちょっと考えるということにしましょうか。じゃあ、11月8日で午後7時からこの場所ということであると。

【尾崎代表者】

片山さん、1つ。全く関係ないかもしれないけど、土壌汚染についてはいつやるの。土壌汚染、調査。

【片山参事】

あれは27年度予定しているので。

【尾崎代表者】

それちょっと結果教えてね。

【片山参事】

もちろん。

【尾崎代表者】

それについてはいろんなどこ出てるから近くで。いろいろな問題出てる。

【邑上会長】

いいですか。じゃあ、資料の説明が最初になかったんですけど、今この2つのプレゼンというか、片山さんに説明していただいた資料と、あと次第。あともう1つかな。

【木村課長】

すみません。今日ですね、机上に配付をさせていただいております、これは、委員の森口さんが先日施設見学会へ行ったときの報告書ということで書いていただきましたので、これを配付させていただいております。参考として配付をいたしましたので、よろしくお

願いたします。

【邑上会長】

前回、岡田さんからいただいたのと同じような位置づけですよ。

じゃあ、今日はこれで終わりなんですけど、分科会というもの、どうなるかわからないですけど、やっていこうという話があったので、参加してもいいよ、ぜひ参加したいという方は一旦残っていただいて、そのほかの方は解散ということでお願いしたいと思います。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。